

第1章 最恵国待遇

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

いずれかの国に与える最も有利な待遇を、他のすべての加盟国に対して与えなければならないという最恵国待遇原則（Most-Favoured-Nation Treatment=MFN 原則）は、WTO 協定の基本原則の一つである。最恵国待遇原則の下では、例えば、WTO 加盟国の A 国が、B 国（WTO 加盟国であるかどうかを問わない）との交渉において、製品 α の関税率を 5% に削減すると約束した場合、この関税率は B 国以外のすべての加盟国に関しても適用されなければならない。つまり、ある国が一定の問題に関して他の諸国に最恵国待遇を与えるということは、その問題についてそれらの諸国を平等に扱うことを意味している。

最恵国待遇の考え方自体は長い歴史を持ち、ガット以前から、多くの二国間通商条約に取り入れられ、貿易の自由化に貢献していた。しかし 1930 年代には、最恵国待遇原則を制限する様々な制度が導入されたため、世界経済はブロック化してしまった。この経験への反省から第二次世界大戦後、多数国間条約であるガットにおいて一般的最恵国待遇条項が規定され、世界規模での自由貿易の安定化が図られたのである。

このように、最恵国待遇原則は、多角的貿易

体制を支える基本原則の一つとして、特に遵守されなくてはならない。また、地域統合等その例外については、WTO の基本原則たる最恵国待遇原則を形骸化することにならないよう、WTO ルールに整合的に運用されることが必要である。

(2) 法的規律の概要

①最恵国待遇原則に関するガット上の規定

最恵国待遇を定めているガットの規定としては、ガット第 1 条、第 13 条及び第 17 条がある。

(a) 一般的最恵国待遇（ガット第 1 条 1 項）

ガット第 1 条 1 項は、関税、輸出入規則、輸入品に対する内国税及び内国規則について、WTO 加盟国が他の加盟国の同種の產品に最恵国待遇を供与することを定めている。すなわち加盟国は、同種の產品については、他のすべての加盟国に対して、他の国の產品に与えている最も有利な待遇と同等の待遇を与えてはならない。

同種の產品であるにもかかわらず、輸入相手国によって異なった関税率を定める等、明白に特定国に対する差別を行っていれば、当然に第 1 条 1 項違反である。しかしながら、表面上は特定国を明示して差別していなくとも、同種の

産品と判断される産品の間で異なった取扱いを行うことで事実上ある特定の加盟国の産品が差別される結果になれば、第1条1項違反となりうる。例えば、コーヒーについて、産品の特性等上記の実質的基準によって同種の産品であると判断されるにもかかわらず、ある特定品種の生コーヒー豆についてのみ異なった関税率を設定し、特定国からの輸入への影響が生じたことを最恵国待遇違反とした例もある（スペインの生コーヒー豆に対する差別的関税のパネル（注）Spain-Tariff Treatment of Unroasted Coffee, BISD 28 S/102）。他方、松柏類の製材の関税分類で、トウヒ、マツ、モミ（SPF）とそれ以外で税差を設けているのは、実質的に特定国の製材を他の国の製材と差別するものであるとの主張に対し、関税分類については各加盟国に広範な裁量が認められており、同種の産品を異なる加盟国間で差別しない限りは合法であるとして、「同種の産品」を狭く解した例もある（日本のSPF製材に関するパネル（注）Canada/Japan:Tariff on Imports of Spruce, Pine, Fir（SPF）Dimension Lumber, BISD 36 S/167）。

(b) 数量制限の無差別適用（ガット第13条）

ガット第13条は、産品について数量制限や関税割当を行う場合には、すべての国の同種の産品に対して無差別に行わなければならないこと、輸入制限や関税割当を行う場合には、その制限がない場合において期待される国別配分を目標とすべきこと等、数量制限適用に当たっての最恵国待遇を定めており、第1条を補足している。

(c) 国家貿易企業（ガット第17条）

「国家貿易企業」とは、加盟国によって設立・維持される国家企業、又は、加盟国によって排他的な若しくは特別の特権を許与された私企業

で、輸出入を伴う購入・販売を行うものをいう。これら国家貿易企業は、その独占的地位を利用して、輸入相手国による差別や数量制限など、国際貿易に重要な障害となるような運営を行うことも可能である。ガット第17条は加盟国に対し、国家貿易に関しても最恵国待遇を含む無差別待遇原則に合致する方法で行動させることを義務づけている。

②最恵国待遇原則の例外的規定

上記の最恵国待遇規定に対し、ガットにはいくつかの例外規定が設けられている。

(a) 地域統合（ガット第24条）

地域統合が行われると、域内諸国間の貿易等は自由になる一方で、域外諸国との間の貿易障壁は残ることとなる。このような地域統合により、域内諸国と域外諸国とは異なる待遇が与えられることとなり、最恵国待遇の原則に反する結果が生じる。しかし、域内と域外国との貿易に対する障害を引き上げることなく、域内の実質上全ての貿易について関税等を撤廃することにより貿易を容易にする場合には、貿易自由化を促進しWTOを補完する意義が地域統合に認められる。したがって、ガット第24条は、次のような要件に適合する場合に限って地域統合に最恵国待遇原則の例外を認めている（第15章「地域統合」を参照）。

第1に、域内における関税その他の貿易障壁は、実質的にすべて廃止すること。

第2に、域外諸国に対する関税その他の貿易障壁は、設立以前より制限的であってはならないこと。

(b) 一般特惠

一般特惠（GSP=Generalized System of Preferences）とは、開発途上国の輸出所得の拡

大、開発の促進を目的とし、開発途上国に対する関税上の特別措置として、先進国から開発途上国産品に対して最恵国待遇に基づく関税率より低い関税率が適用される仕組みである。

一般特惠は、1971年6月のGSPに関するガット理事会決定に規定されており、1979年の「異なるかつ一層有利な待遇並びに相互主義及び開発途上国のより十分な参加に関する決定」（いわゆる「授権条項」）に基づく措置として1994年のガットのの一部を構成するものとされる。

一般特惠関税には、以下の特徴がある。

第1に、歴史的、政治的に特殊な関係を有する国（(d)参照等）ではなく、より一般的に途上国に対して特惠的関税を適用することができる（この点で「一般」的といえる）。

第2に、特惠的関税の受益国が途上国に限定されている。

第3に、先進国から開発途上国に対する一方的な恩恵である。

(c) 特定加盟国間における多角的貿易協定の不適用（WTO 設立協定第13条）

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（WTO 設立協定）第13条は、次の要件が満たされた場合には、特定加盟国間において WTO 設立協定並びに附属書一及び附属書二の多角的貿易協定の不適用ができると定めている。

第1に、ガット締約国であった WTO 原加盟国の間で、WTO 協定効力発生前にガット第35条の規定（注）が当該国間で適用され、協定効力発生時に有効であった場合である。

第2に、既加盟国と新加盟国の間で、加盟条件に関する合意が閣僚会議（一般理事会）で承認される前に、いずれかの国が閣僚会議（一般理事会）に対し協定の適用に同意しない旨通報した場合である。

（注）ガット第35条にも不適用に関する規定があるが、WTO 設立協定第13条の方が優先すると考えられている。WTO 設立協定第16条3項は、「この協定の規定といずれかの多角的貿易協定の規定とが抵触する場合には、抵触する限りにおいてこの協定の規定が優先する」と定めているからである。

このような不適用が認められた場合は、当該加盟国には他の加盟国に与えられている有利な待遇が与えられないことになり、最恵国待遇原則に反する結果となる。

この規定は、WTO への新規加盟の際に生じる問題に対処するために設けられたものである。本来の最恵国待遇原則を貫徹した場合には、B 国が新規加盟をした場合には、すべての国に対して最恵国待遇を与えるとともに、すべての国が B 国に対して最恵国待遇を与えなければならない。しかしながら、既加盟国たる A 国が、新加盟国である B 国との間に WTO 上の権利義務関係を生じさせたくない事情があることがある。WTO への加盟の条件は加盟国総数の3分の2以上の賛成であるため、賛成票の数が十分に多い場合、A 国の意図に反して、最恵国待遇を付与する義務が生じることとなるが、WTO 設立協定第13条を援用することにより、AB の両国間に限っては WTO 協定に基づく義務を生じさせないこととして、A 国の意思を尊重することができる。また、A 国のような事情を有する国が3分の1以上あり、B 国の加盟承認が得られにくい場合にも、それらの国に WTO 設立協定第13条の援用を認めることで、B 国の加盟を実現できるようになる。

米国は、1995年1月にこの規定を適用し、原加盟国であるルーマニアとの間において WTO 協定並びに附属書一及び附属書二の多角的協定を適用しないことを通報したが、1997年2月に撤回している。また、モンゴル、キルギス及び

グルジアの新規加盟に際しても、協定不適用の旨通報を行っているが、モンゴルは1999年7月、キルギスは2000年9月、グルジアは2001年1月に撤回している。

(d) その他の例外

最恵国待遇原則固有のその他の例外としては、隣接国との国境貿易に関する規定（ガット第24条3項）及び英国連邦等ガット成立当時に存在していた特定国への優遇制度の存続を規定する特惠（ガット第1条2項）等がある。また、最恵国待遇原則にも適用される一般例外としては、公徳の保護、生命又は健康の保護のためなどに必要な措置についての一般例外（ガット第20条）及び安全保障例外（ガット第21条）がある。

また、ウェーバーの取得により最恵国待遇原則の例外を構成することも可能である。ウェーバーとは、WTO設立協定第9条3項に基づき加盟国間の同意を得て、協定により加盟国に課せられる義務を免除されることである。新たなウェーバーの取得は例外的な場合に限られ、加盟国の4分の3の同意が必要となっている。また、ウェーバーの条件、終了期限等を明示すること、毎年レビューを行うこと等が定められている（WTO設立協定第9条4項）。

③ガット以外の最恵国待遇規定

最恵国待遇の考え方は、例外があるものの、WTO協定によってサービス貿易及び知的財産権の分野に拡張され、サービス協定第2条がサービス貿易におけるサービス及びサービス提供者への、TRIPS協定第4条が知的財産権の保護における他の加盟国の国民への最恵国待遇付与を定めている。サービス協定では個別分野での具体的措置に限って、サービス協定第2条の免除に関する附属書により免除登録を行えば、

最恵国待遇供与義務から免除される等の例外がある。また、TRIPS協定についても既存の知的財産保護に関する国際協定に基づく措置等については、最恵国待遇原則に関する例外としている（サービス貿易及び知的財産権については、第11章「サービス貿易」及び第12章「知的財産保護制度」の該当部分を参照）。

(3) 経済的視点及び意義

最恵国待遇原則の持つ経済的視点及び意義のプラス面としては、下記の点を挙げることができる。

①世界経済の効率化

第1に、最恵国待遇原則は、比較優位に基づき、諸国が最も効率的な供給源から輸入することを可能にする。例えば、B国の方がC国よりも安価にA国に産品 α を供給できると想定する。A国は産品 α をB国から輸入することによって経済効率を高めることができる。しかしながら、B国に対するA国の関税がC国に対するものと比べ非常に高いとすると、A国は非効率な供給源であるC国から産品 α を輸入することとなる。この場合貿易歪曲効果によりA国の厚生は低下し、世界全体の経済効率も低下する。ところが、この3か国間に最恵国待遇原則が適用されるとすると、A国の関税は輸出国にかかわらず等しくなり、A国は必ずより安価なB国産品を輸入することとなって、最も効率的な結果が実現されるのである。

②自由貿易体制の安定化

第2に、最恵国待遇は、一国に付与した待遇を即時に他の国へ無条件に付与させる一方、貿易制限的措置を行うに当たっても各国に同様に適用しなければならないため、貿易制限的措置の導入を政治問題化させやすくし、その導入の

コストを上昇させ、自由化された状態を安定化する効果を有する。このような自由貿易体制の安定化は、貿易及び投資を増大させる効果を有する。

③自由貿易体制の維持費用の減少

第3に、最恵国待遇原則は自由貿易体制の維持費用を減少させる効果を有している。最恵国待遇原則の適用による平等な待遇は、常により有利な待遇（貿易においてはより自由な待遇）の方に統一して実現される。最恵国待遇原則が確立・維持されていれば、WTO加盟国は他国が

自国に付与する待遇を第三国に対する待遇と比較する目的で監視したり、自国に不利な待遇の改善を要求して交渉したりするための、監視費用及び交渉費用を節約することができる。このように、最恵国待遇原則は自由貿易体制の維持費用を減少させる効果を持っているのである。

また、最恵国待遇原則を遵守する限り、WTO加盟国は他のいずれの加盟国からの輸入も区別せず平等に取り扱うことになるために、輸入産品の原産地国を確認するための費用が節約されて、経済効率性が改善されるようになる。

2. 主要ケース

最恵国待遇原則は、内国民待遇原則と並んでガットの基本原則としてガットの紛争処理手続において援用されることが多い。ただしこの場合、最恵国待遇のみが問題となる場合は少なく、同時並行的に内国民待遇、数量制限、TRIM、原産地規則、基準認証等、他の規定がしばしば援用される。本章においては、最恵国待遇が大きな問題となったカナダの自動車に関する措置、EUのバナナに関する措置、及び途上国に対する関税特恵の差別的供与について取り上げる。

(1) カナダ

○自動車に関する措置

カナダ政府は、オートパクト（米加自動車協定：1966年発効）に基づき、所定の条件（現地付加価値達成率60%以上等）を満たすことを条件として、ビッグスリー等の特定企業（オートパクトメンバー）のみにについて、完成自動車の関税をゼロとする措置を実施していた。もともと、いかなる企業でも、所定の要件を満たせば関税免除を受けられるように運用されていた

制度であったが、米加FTA（Free Trade Agreement：自由貿易協定）の締結に伴い、オートパクトの対象企業を新規に認めない旨規定され、この取扱いは、NAFTA発効後も継続され、オートパクトメンバー企業が完成自動車を輸入する場合、関税ゼロで輸入できるのに対して、非オートパクトメンバーの行う輸入に対しては6.1%の関税（2000年12月時点）が賦課されていた。日本は、1998年7月にWTO紛争解決手続に基づく二国間協議を要請、同年11月にはパネル設置要請を行って、1999年2月には同一案件に係るEUの申立を併せて審査するための単一パネルが設置された。2000年2月にパネル報告が、同年5月には上級委員会報告が出され、いずれも日本の主張をほぼ認め、本件関税免除措置がガット第1条1項（最恵国待遇）、第3条4項（内国民待遇）、補助金協定、及びサービス協定第17条（サービスの内国民待遇）に違反するとの判断を下した（なお、卸売サービスに関するサービス協定第2条（サービスの最恵国待遇）及び第17条（サービスの内国民待遇）

違反を認定したパネルについては、上級委員会
はパネルでの事実認定が不十分であるとして当
該判断を覆した。

(2) EU

○バナナに関する措置

EU が ACP (アフリカ、カリブ海、太平洋)
諸国との間に締結しているロメ協定に基づき、
EU は、バナナの関税割当制度について、その数
量枠及び税率等の面でこれら ACP 諸国産のバ
ナナを優遇する特惠措置を採用しており、同制
度は、ガット時代に 2 回パネルで争われている
(第 15 章「地域統合」参照)。

ウルグアイ・ラウンド合意後、EU は新たな関
税割当制度を導入したが、中南米産バナナを主
として扱うバナナ業者を抱える米国は、同制度
についても不満を示し、特に、関税割当のライ
センス発給システムによる ACP 諸国産バナナ
の取扱いの優遇及び EU とフレームワーク合意
を締結した中南米のバナナ生産国 (特にコロン
ビア、コスタリカ) に対する割当の優遇が WTO
協定違反であるとして、他の中南米諸国 (エク
アドル、グアテマラ、ホンデュラス、メキシコ)
とともにガット第 22 条に基づいた協議を行っ
た後、WTO パネルが設置された (1996 年 5
月)。本件パネルには、我が国も第三国参加した。

1997 年 5 月に提出されたパネル報告書では、
以下の主要論点につき、EU の措置は WTO 不
整合と認定された。上級委員会もこの内容を基
本的に支持した。

① 第三国及び非伝統的 ACP 諸国産バナナに
関する関税割当の数量枠のうちの一定部分を
EU 域内産バナナ又は伝統的 ACP 諸国産バナ
ナの取扱業者に限って割当てを行うことは、ガ
ット第 1 条 1 項 (最恵国待遇) 及び第 3 条 4 項
(内国民待遇) に違反する。また、ロメ協定の
下でのガット第 1 条 1 項に関するウェーバー

(義務の免除) の範囲は、第三国及び非伝統的
ACP 諸国産バナナの輸入に適用されるライセ
ンス手続には及ばず、ガット第 1 条 1 項につい
ての WTO 協定上の義務は依然として有効で
ある。

② 上記①の関税割当の数量枠について伝統的
ACP 諸国産バナナの取扱業者に対する優先的
な割当は、第三国の流通業者を競争上不利に扱
うものであり、サービス協定第 2 条 (最恵国待
遇) 及び第 17 条 (内国民待遇) に違反する。

③ フレームワーク合意については、コロンビ
アとコスタリカのみを EU へのバナナ輸出の実
質的関心国として合意を行ったことについては
否定されないとしつつも、実質的関心のない国
(ニカラグア、ベネズエラ等) と合意し、また、
割当てを行う一方で、グアテマラ等に割当てを
行っていないことはガット第 13 条 1 項 (数量制
限の無差別適用) に違反する。なお、フレーム
ワーク合意に基づく国別シェアが反映されてい
る譲許表の記述内容とガット第 13 条との優先
関係については、ガット第 13 条が優先する。(ロ
メ協定との関連について第 15 章「地域統合」を、
EU の勧告実施を巡る米・EU 間の争いについて
第 14 章「一方的措置」を参照)。

○途上国に対する関税特惠の差別的供与

2001 年 12 月 10 日、欧州理事会によって一般
関税特惠の枠組み「理事会規則 2501 / 2001」が
発表された。本規則は、①一般規定、②労働権
保護のための特別規定、③環境保護のための特
別規定、④後発途上国のための特別規定、及び
⑤麻薬の生産と不正取引対策のための特別規定
(ドラッグ・アレンジメント) の 5 つから構成
され、適用期間は 2002 年 1 月 1 日から 2004 年
12 月 31 日とされた。

これらの規定のうち、①一般規定は、途上国
一般を対象国とする一方、⑤ドラッグ・アレン

ジメントは、ボリビア、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パキスタン、パナマ、ペルー及びベネズエラの12ヶ国のみを対象国としている。

インドは、ドラッグ・アレンジメントは、対象国12ヶ国のみが規定の対象品目について無関税でEU市場に輸出出来るのに対し、その他の途上国は通常の関税率または割引された関税率でしかEU市場に輸出出来ないことは差別であるとして、2002年3月、WTOに対して最恵国待遇違反及び授権条項違反を申し立てた。

2002年12月には、インドはパネル設置要請を行い、2003年12月に同パネル報告が加盟国配布された。本報告は、ドラッグ・アレンジメントは一部の途上国のみが享受出来る特権であることからガット1条に違反すること、また、全ての途上国に等しく特惠が与えられておらず、その差別が後発途上国に対する特別な待遇に基づいたものでもないこと等から、本措置のガット違反は、授権条項によっても正当化されないと判断した。更に、EUが主張していたガット20条(b)の適用については、20条(b)は「生命または健康の保護のために必要な措置」につきガットの例外を認めているのもので、ドラッグ・アレンジメントはそもそもこのような目的のために作られたものではないこと等から、20条によっても正当化されない旨判断した。

本件は、2004年1月にEUより上訴され、同年4月に上級委員会報告が発出、採択された。上級委員会は、授権条項についてWTO協定と同条項の趣旨・目的等を勘案すると、異なる状況にある関税特惠（GSP）受益国について異なる関税待遇を供与することは必ずしも禁止されていないが、異なる待遇を与える場合には、同様な状況にある全てのGSP受益国、つまり問題の待遇が対応しようとする「開発上、資金上、

及び貿易上の必要性」を有する全てのGSP受益国に対して同一の待遇が与えられるよう確保しなくてはならないとした。その上で、同判断基準に基づく、本ドラッグ・アレンジメントは本件制度の受益国とその他のGSP受益国を区別する根拠を与える基準が存在せず、同様の状況にある全てのGSP受益国が裨益していないとして、パネルとは異なる理由で、上級委員会もEUの違反を認定した。